



高松市告示第451号

次の者については、住所等が不明のため、書類の送達が不能になったので、
地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、市長が保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付します。

令和8年8月10日

高松市長 大西 秀人

1 送達を受けるべき者の名称

長井 久幸

2 送達書類

交付要求通知書 1通